

第6回 基本方針策定タスク 議事録

1. 日 時：平成14年3月13日（水）18：00～20：00

2. 場 所：日本電気協会 4階 A会議室

3. 出席者（順不同，敬称略）

委 員：近藤委員長（東京大学），班目主査（東京大学），友野副委員長（東京電力），寺津（東京電力），村上（東京電力），樋口（日本原電），山川（日本原電），渡邊（グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン），浅井（日本電気協会）

欠席委員：唐澤（東京電力），本陣（東京電力），遠藤（日本原電）

事務局：堀江，國則，平田（日本電気協会）

4. 配付資料

No.6-1 第5回 基本方針策定タスク 議事録（案）

No.6-2 付則-1 委員心得（案）

付則-2 図書の保存期間について

付則-3 規格作成手引き（案）

No.6-3 運営規約細則（案）

No.6-4 J E A G・J E A C引用文書の発行・改訂年の記載について

No.6-5 原子力規格委員会の検討課題

No.6-6 免責事項について（案）

No.6-7 検討会の公開について（案）

No.6-8 英語版規格の発行について（案）

5. 議事

（1）前回議事録確認

資料 No.6-1 に基づき，事務局から前回議事録案の説明があり，原案どおりで了承された。

（2）委員心得について

資料 No.6-2 付則-1 に基づき，樋口委員から委員心得案について説明があった。議論の結果，基本的に現内容で，次回原子力規格委員会に提案し審議することとなった。ただし1.基本事項に委員の行動の規範を定める目的・主旨を記載し，また技術専門家を専門家に直すなど一部表現を見直すこと。

（3）図書の保存期間について

資料 No.6-2 付則-2 に基づき、事務局から図書の保存期間について説明があった。議論の結果、一部内容を下記のとおり修正して、次回原子力規格委員会に諮ることとなった。

- ・ 媒体は電子ファイルでも良いという内容を含める。
- ・ (9)委員会会議資料は、技術背景図書として委員会が必要と認めた図書は永久、その他は5年間の保存期間とする。

(4) 規格作成手引きについて

資料 No.6-2 付則-3 に基づき、事務局から規格作成手引き(案)について説明があった。議論の結果、一部内容を下記のとおり見直し、次回原子力規格委員会に諮ることとなった。

- ・ 3.1.2 序文の(3)に、現在 3.1.3 前書き(2)の「必要に応じて、規定・指針の制定経緯、制定目的、改定経緯、読み方などの説明を記載する」という内容を移し、原則分科会長名で記載する。
- ・ 3.1.3 前書きは原則規格委員長名で記載する。
- ・ 免責条項の内容を追加する。

なお、今後以下の内容を含め検討を継続して実施していくことが必要と確認した。

- ・ 著作権に関する事項や免責条項などは、具体的な記載内容、定型・ひな型の検討を行う。
- ・ コード、スタンダード、ガイドの扱いを明瞭にする。

(5) 運営規約細則について

資料 No.6-3 に基づき、樋口委員から運営規約細則案について説明があった。今後の運営に不可欠な要領を定めており、議論の結果、基本的に現内容で、次回原子力規格委員会に諮ることとなった。ただし 2.責任分担の(1)中の条件付規格の記載は消去して、また規格案の審議終了後の字句訂正など、後日必要かつ軽微な修正は可能とし、基本的な考え方を委員会に諮り承認を取得したい。

(6) J E A G・J E A C 引用文書の発行・改訂年の記載について

資料 No.6-4 に基づき、渡邊委員から J E A G・J E A C での引用文書の発行・改訂年の記載について説明があった。議論の結果、法令でも発行・改訂年を記載することが原則となっており、また単なる「最新版」という記載では、引用文書が改定された後その改定内容のチェックを終了するまでの期間、改定の内容が引用に対して問題が無いか審査されないまま、新しい内容が引き続き引用されることになり危険であるため、発行・改訂年は必ず記載すべきであると確認し、今後その方法論を検討することとした。

(7) 原子力規格委員会の活動の公知について

資料 No.6-5 の項目 7. に基づき、事務局から原子力規格委員会の活動内容の公知について今後の予定の説明と、公知にあたり現在非公開で実施している検討会の位置付けを明確にしたいとの説明がなされた。議論の結果、すでに検討会に相当する会議を公開で実施している機械学会・原子力学会でも問題は無く、公開で実施する方向で次回原子力規格委員会に諮ることとなった。その結果をふまえ、活動内容の公知を進めることとした。

(8) 見直しを行った規格の制定年の扱いについて

資料 No.6-5 の項目 8. に基づき、事務局から見直しを行った規格の制定年の扱いについて説明がなされた。議論の結果、仮に改訂箇所が無い場合でも、審議して改訂不要という結論を得た旨記録を残すべきであり、少なくとも確認の事実を規格に明示することとした。

(9) 免責条項・著作権に関する記載について

資料 No.6-6 に基づき、樋口委員より免責条項・著作権に関する記載内容案について説明があった。議論の結果、これらを記載することは必要であり、提案された内容で日本電気協会で弁護士など専門家のレビューを受け案を完成させることとした。

(10) 検討会の公開について

資料 No.6-7 に基づき、樋口委員より検討会の公開実施案について説明があった。上記(7)と同様の内容であり、提案の内容で、公開実施の方向、かつ、分科会に幹事会を設けることを可能とすることで、次回原子力規格委員会に諮ることとなった。

(11) 英語版規格の発行について

資料 No.6-8 に基づき、樋口委員より英語版規格の発行案について説明があった。提案内容を議論した結果、3.1)項の後半(英文規格の審議は、で始まる)6 行を削除した内容で、次回原子力規格委員会に諮ることとなった。

なお、個別の規格に対応する英語版の必要性については、対応する各分科会で審議・提案するものとし、また参考に行っている海外規格などがある場合には、著作権問題もよく検討する必要があることを確認した。

(12) その他

次回のタスクの開催日時は、3 月 26 日の次回原子力規格委員会の結果をふまえて、別途調整し決めることとした。

以 上